

社労士に まかせて安心



7月
10日
まで

労働保険の年度更新、
社会保険の算定基礎届は、
社労士におまかせください。

労働保険の年度更新、
社会保険の算定基礎届は、
社労士の業務です。

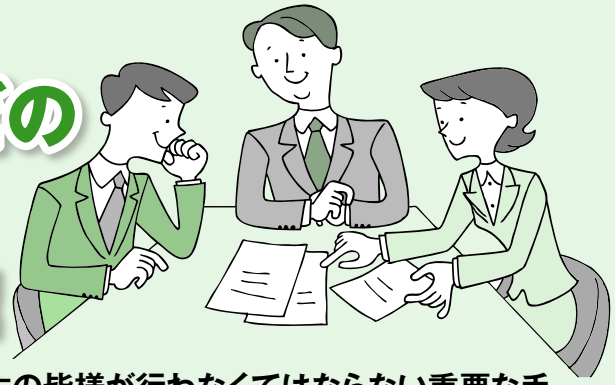


全国社会保険労務士会連合会

社労士会

検索

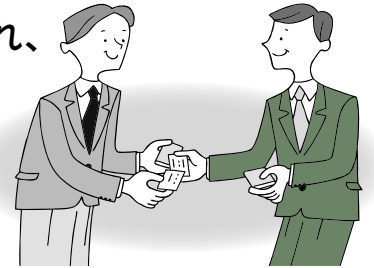
労働保険の年度更新、 社会保険の算定基礎届などの 労働社会保険の手続は、 社労士におまかせください!



労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届は、毎年事業主の皆様が行わなくてはならない重要な手続ですが、労働社会保険関係の手続は複雑で手間がかかるため、企業にとっては大きな負担のひとつです。そこで、たびたび制度改正が行われ、複雑でより専門的になっている労働社会保険の手続について、労働社会保険諸法令に精通した国家資格者である社労士へのアウトソーシングをご提案します。

労働社会保険の手続業務を社労士にアウトソーシングするメリット

- 1 専門的知識を持った社労士が、必要な労働社会保険の手続を迅速かつ正確に行いますので、**事務手続のスピードアップが図れます。**
- 2 事業主の皆様は労働社会保険の複雑な手続から解放され、**企業経営に専念することができます。**
- 3 企業内に担当のスタッフを配置する必要がなくなり、**経費の節約につながります。**



人事労務管理のコンサルティングも、社労士にご相談ください!

就業規則の 作成・見直し

職場のルールである就業規則は、社員の皆様が適正な労働条件で働くための事業主との約束です。労働社会保険諸法令の専門家として、法令の改正に対応した就業規則の作成・見直しを行います。



賃金・評価制度の 設計、運用



賃金・評価制度は、社員の皆様のモチベーションに関わる大きな要素です。社労士は豊富な経験に基づき、企業や職場の実情に合わせた賃金・評価制度の設計から運用までをご提案いたします。

優秀な人材の 確保・育成

企業を成長させるのは、優秀なリーダーとそれを支える優秀な人材であることは、今も昔もこれからも変わりません。社労士は、人事労務管理の専門家として、優秀な人材の採用・育成に関するコンサルティングを行います。



職場トラブルの 円満解決



もしも職場トラブルが発生したときは、「特定社労士」が裁判外紛争解決手続（ADR）の代理業務を行います。ADRは、これまでの裁判による解決よりもスピーディかつ円満な解決が期待できる制度です。

※「特定社労士」は紛争解決手続代理業務試験に合格し、連合会の名簿に登録した社労士です。

ご注意ください!

社労士は、労働社会保険に関する申請書等の作成及び届出の業務や労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成業務などについて、業として行うことができる**国家資格者**です。アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社等の無資格者や、労務管理士などと称していても社労士でない者が上記の業務を行えば、社会保険労務士法違反となります。